

判 決 要 旨

【判決日時，法廷等】

平成18年11月29日（水）午後1時10分 712号法廷

【事件番号，事件名，当事者】

平成17年（行ウ）第379号 身体障害者在宅生活支援費支給決定通知処分取消等請求事件

原告：X 被告：大田区 処分行政庁：大田区長

【裁判官】 杉原則彦（裁判長），鈴木正紀，松下貴彦

【主文】 一部訴え却下，一部請求棄却

【事案の概要】

本件は，脳性麻痺による両上肢機能障害及び移動機能障害の障害を有する身体障害者（1級）である原告が，平成17年法律第123号による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）に基づき身体介護を伴う移動介護に係る居宅生活支援費の支給量を1か月当たり124時間として申請したにもかかわらず，処分行政庁から「大田区居宅介護支援費（移動介護）の支給決定に関する要綱」（以下「本件要綱」という。）6条に基づき身体介護を伴う移動介護に係る居宅生活支援費の支給量を1か月当たり32時間あるいは42時間とする旨の決定（以下「本件各処分」という。）を受けたことから，本件要綱6条は旧身体障害者福祉法に反し違法であるなどと主張して，①処分行政庁の決定のうち身体介護を伴う移動介護に係る居宅生活支援費の支給量につき1か月当たり32時間あるいは42時間を超える部分の申請を棄却した部分の各取消し，及び身体介護を伴う移動介護に係る居宅生活支援費の支給量を1か月当たり124時間とする（ただし，32時間あるいは42時間を下回る部分を除く。）旨の処分の義務付け，②本件要綱6条(2)及び(3)が違法であることの確認，並びに③(i)主位的に，身体障害者居宅生活支援費として金783万5610円及び内金565万8980円に対する平成17年9月27日から，内金217万6630円に対する同18年8月25日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払の義務付け，(ii)予備的に，国家賠償として，同額の支払を求める事案である。

【争点】

1 旧身体障害者福祉法の居宅生活支援費の規定に基づく本件各処分につき，当該規

定が廃止された現時点において、その取消しを求める訴え及び居宅生活支援費の支給量の決定の義務付けを求める訴えは適法か。

- 2 本件各処分は適法か。
- 3 本件要綱の違法確認の訴えは適法か。
- 4 抗告訴訟たる義務付けの訴えとしての金員の支払を求める訴えは適法か。
- 5 被告の公務員に国家賠償法上の違法があるか。

【理由の要旨】

1 争点1について

- (1) 本件は、原告の旧身体障害者福祉法17条の5第1項に基づく居宅生活支援費の支給の申請に対し、処分行政庁が身体介護を伴う移動介護に係る居宅生活支援費の支給量を1か月当たり32時間（本件処分1ないし4）あるいは42時間（本件処分5）としたことにつき、32時間あるいは42時間を超える部分について原告の支給申請を棄却した処分行政庁の処分の取消しを求める訴訟であるところ、同条は、平成18年4月1日をもって廃止されており、旧身体障害者福祉法4条の2第2項に規定する身体障害者居宅介護のうち外出介護に該当するものを除くものを受けている障害者については、平成18年4月1日に、居宅介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなされ（障害者自立支援法施行令附則5条6項）、外出介護に該当するものを受けている障害者については、同日に、外出介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなされる（同条7項）のであるから、仮に本件各処分を取り消したとしても、処分行政庁は改めて原告が本件訴えにおいて求めている処分をする法律上の根拠を失っており、これによる法律上の地位の取得自体が不可能となるに至ったといわざるを得ないから、本件各処分の取消しを求める訴えの利益もまた、失われるに至ったものといわなければならない。
- (2) 以上のとおり、本件各処分の取消しを求める訴えの利益が失われたといわざるを得ないから、本件各処分の取消訴訟は不適法である。

そうすると、身体介護を伴う移動介護に係る居宅生活支援費の支給量の決定の義務付けの訴えも、不適法な訴えといわざるを得ない。

2 争点2について

- (1) まず、本件処分1ないし本件処分4をした当時、処分行政庁は、原告が「社会生活上必要不可欠な外出」をしていることを認識しており、これを身体介護を伴う移動介護に係る支給量を定めるに当たって考慮すべきであったにもかかわらず、これを考慮しなかったのであるから、その結果本件処分1ないし本件処分4は、その内

容が社会通念に照らし妥当性を欠くものと認められるというべきであり、処分行政庁は、その有する裁量権の範囲を逸脱したものといわざるを得ない。

(2) 次に、本件要綱6条(2)及び(3)に基づいて処分行政庁が「余暇活動等の社会参加のための外出」に関する移動介護に係る支給量を決定することは、少なくとも、当該決定によってそれまで必要として支給されていた移動介護に係る支給量が激減することとなる障害者についてこれを行う限りにおいては、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものとして違法となるというべきである。

原告は、平成15年4月以降も、1か月当たり124時間の移動介護に係る支給量を認めていた平成15年支援費支給決定と同程度の移動介護に係る支給量を必要としていたものと認められるところ、それにもかかわらず、本件要綱に従うことによって、それまで必要として支給されていた移動介護に係る支給量が約4分の1又は3分の1に激減することとなるのであるから、本件各処分は、旧身体障害者福祉法等の趣旨に反して、その判断の過程において考慮すべき事項を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものといわざるを得ないから、処分行政庁が有する裁量権の範囲を逸脱したものとして、違法な処分というべきものである。

3 争点3について

本件要綱は、住民の権利義務に直接影響を及ぼすものではなく、したがって、被告の住民である原告と被告との間に直ちに法律関係を生じさせるものではない。そうすると、本件要綱の違法確認を求める訴えは、適法な公法上の当事者訴訟であるとはいえないものである。

4 争点4について

金員の支払という行為自体は、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものということとはできず、これが処分に該当しないことは明らかであるから、抗告訴訟たる義務付けの訴えとして金員の支払を求める原告の訴えは、不適法である。

5 争点5について

居宅生活支援費の支給決定のために被告の公務員がした移動介護に係る支給量に関する認定の際、同公務員に職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と誤認したと認め得るような事情があったとまでいうことはできず、本件について、被告の公務員の行為に国家賠償法上の違法があるということとはできない。

6 なお、付言するに、前述のとおり、旧身体障害者福祉法の居宅生活支援費に係る規定は、平成18年4月1日をもって廃止され、同日以降は、身体障害者は、障害者自

立支援法に基づき介護給付費等の支給を受けることとなった。このような法律の改廃の結果、旧身体障害者福祉法に係る本件要綱6条に基づいてされた本件各処分の取消しを求める訴えが不適法となったことは前記のとおりである。しかしながら、原告に対してされた本件各処分が違法であったことは前記のとおりであるから、今後、原告について、障害者自立支援法等に基づく処分をするに当たっては、処分行政庁において、同法の趣旨及び目的並びに前記の判断の内容を踏まえ、同法の運用を適切に行うことが期待されるところである。

以 上